

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一
- ……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………一
- ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(同)……………二
- 公共測量の終了(十件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- ……………(同)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 保安林の指定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………五
- 港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
- ……………(同)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- ……………(同)……………六
- 平成二十九年上半期(鳥しよ地区)危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………(東京消防庁)……………七
- ……………(同)……………七

防災管理講習の実施……………(同)……………八

正誤

○平成二十九年三月十七日付正誤……………(同)……………八

告示

●東京都告示第八百二十三号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。(第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 名称 クリックス株式会社
- (二) 代表者氏名 富澤 和行
- (三) 主たる事務 豊島区西池袋三丁目二十五番十一号
所の所在地

二 処分年月日 平成二十九年三月三十日

三 処分の内容

平成二十九年三月三十一日から平成二十九年六月三十日までの間(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
- (二) 契約の申込みを受けること。
- (三) 契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第八百二十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の

規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成二十九年五月十八日 午後四時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 サイダーパートナーズ株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 鈴木 博紀
- (三) 主たる事務 江東区東陽四丁目二番六号
所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九一五二二一号
- (五) 免許年月日 平成二十七年三月十九日

●東京都告示第八百二十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成二十九年五月十八日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社野村地所
- (二) 代表者氏名 代表取締役 野村 康昭

- (三) 主たる事務 中央区銀座一丁目四番六号
所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八六六四号
- (五) 免許年月日 平成二十八年十月二十七日

一 日時 平成二十九年五月十八日 午後三時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

- (一) 商号 株式会社日計
- (二) 代表者氏名 代表取締役 中島 希雄
- (三) 主たる事務 豊島区西池袋五丁目十三番十三一―二
所の所在地 一〇号
- (四) 免許証番号 東京都知事(8)第五〇四三一号
- (五) 免許年月日 平成二十八年六月二十六日

●東京都告示第八百二十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 平安不動産株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 鬼澤 誠
- (三) 主たる事務 新宿区新宿五丁目十七番六号新宿三光
所の所在地 町ハイム三〇五
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九九九八号
- (五) 免許年月日 平成二十八年七月二十九日

- 二 処分年月日 平成二十九年四月二十五日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第八百二十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区小茂根一丁目、小茂根二丁目及び向原三丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月十四日から平成二十九年三月十日まで

●東京都告示第八百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区西亀有一丁目地内

- 四 測量の期間 平成二十八年八月八日から平成二十九年二月七日まで

●東京都告示第八百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区高砂六丁目及び高砂七丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十五日から平成二十九年二月二十三日まで

●東京都告示第八百三十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 足立区、葛飾区及び江戸川区各区内
- 四 測量の期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九

年二月二十八日まで

●東京都告示第八百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区西亀有三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月八日から平成二十九年三月一日まで

●東京都告示第八百三十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区高砂三丁目及び高砂五丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月十四日から平成二十九年三月十六日まで

●東京都告示第八百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
- 三 測量の区域 府中市美好町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十日から平成二十九年三月一日まで

●東京都告示第八百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量、三級基準点測量及び四級基準点測量、平板測量、路線測量並びに用地測量)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年五月十二日から平成二十九年三月三日まで

●東京都告示第八百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、昭島市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市中神町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十一月七日から平成二十九年三月二日まで

●東京都告示第八百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 中央区晴海五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月二十七日から同年三月十日まで

●東京都告示第八百三十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千八十三

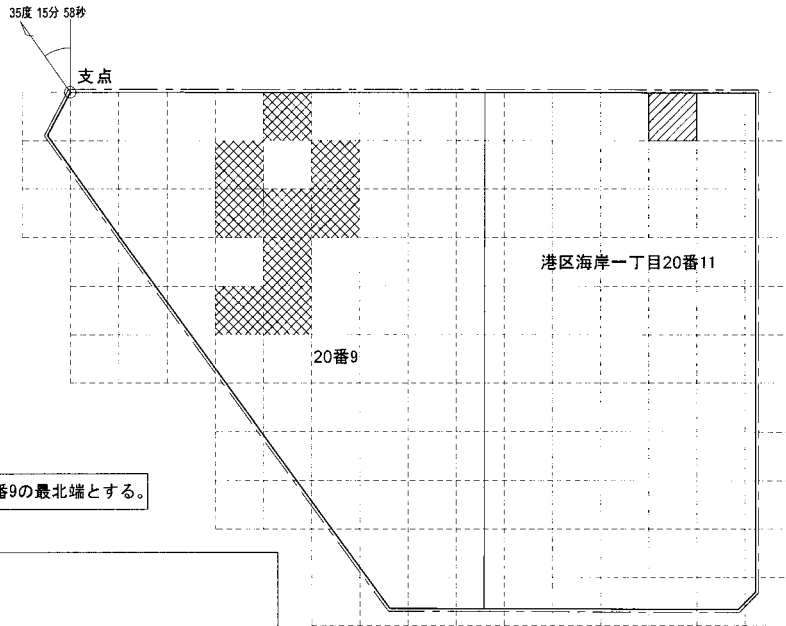
号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区海岸一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【支 点】
支 点 は、港 区 海 岸 一 丁 目 20 番 9 の 最 北 端 と す る。

【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- - - 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域
- ▩ 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第461号により指定した区域)

【格子の回転角度 (35度15分58秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

青ヶ島村無番地（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青ヶ島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第八百三十九号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

種類 名称 変更前 変更後 所在地 変更年月日

防波 十三号地 二九八・ 一二六・ 江東区青 平成二

堤 小型船だ 九メートル 九九メー 海二丁目 十九年

堤 まり波除 ル トル 地先 五月八

同右 十三号地 一七六・ 一〇六・ 同右 同右

小型船だ 〇メートル 九四メー 同右

堤 まり波除 ル トル 同右

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人介護教育サポートセンターいずみ

三 代表者の氏名

泉 佳代子

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市泉町一丁目十一番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者（児）の介護・福祉に携わる人や学ぶ者に対する教育・研修に関する事業、並びに広く一般市民に向けて介護・福祉に関する情報提供や研修を行い、介護・福祉の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ITイノベーション推進機構

三 代表者の氏名

小泉 賢司

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区東五反田一丁目八番十一二〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、現代産業界において、企業の次世代につながる経営安定化のためには、業務方法、及び事業、営業機構のIT化に取り組むことが不可欠であることから、溢れるように提供される高度専門的なIT技術情報の中から、個々の企業が必要とするIT技術情報を選択提供し、同時に、事業収益の向上に資する戦略的IT事業機構の創出を支援する活動を行い、もって、個々の企業に最適なITビジネス環境の創出とイノベーションを支援することを通して、日本経済及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トロンで未来をつくる会

三 代表者の氏名

岸本 久美子

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区西新井本町二丁目二十四番十二一五一六号

号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に癌医療に関心を持つ一般市民を対象として、トロン人工温泉の癌および癌治療に対する効果に関する研究活動およびその結果、あるいは体験談について情報発信、情報交換および討議をすること、トロン人工温泉の科学のおよび客観的評価を蓄積し、癌治療に対する補助的手段あるいは現代医学のカウンターパートになり得るものとして広く一般市民に浸透を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア中小企業協力機構

三 代表者の氏名

黒瀬 修宏 (黒瀬 直宏)

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市花小金井南町二丁目八番四号 嘉悦大学

内黒瀬研究室

五 定款に記載された目的

この法人は、わが国及びアジア各国の中小企業経営者

に対し、互いに協力して学びあい連携できる場を提供し、中小企業がアジア経済の主役として経済活動の活性化を図る活動に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ソーシャルインパクト

代表者の氏名

小野 貴庸

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷一丁目二十三番十八号 ワールドイーストビル七階

五 定款に記載された目的

この法人は、第一にディーセントワークの考えとソーシャルインクルージョンの理念に基づいて、障がい者など社会的に弱い立場に置かれている人々に対し、多様な生き方・働き方や働く機会をつくり出すことによって、幅広い意味での自立と社会参加を目指す。また、多様な働き方の保障に寄与するため、子育て支援や介護事業も実施していく。第二に、社会的に弱い立場の人々をサポートしたいと考える人々に対して、関連した情報や機会を提供する。第三に、広く一般社会に対し、社会的に弱い立場に置かれている人々について広報活動を行い、理解と相互交流の機会を作ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年五月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 株式会社ルミネ新宿1店

二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番五号

三 設置者名 株式会社ルミネ

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社トモズほか七十三名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビー・ワイ・オーほか九十二名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 RUKAほか四名

八 変更前の小売業者の住所 杉並区浜田山四丁目十六番十七号 (RUKA)ほか

<p>九 変更後の小売業者の住所 世田谷区羽根木一丁目十九番十九号 (RUKA) ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 神田 宏 (株式会社スタイラ) ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 アレックス・エメリー (株式会社ジョンマスターオーガニックグループ) ほか</p> <p>十二 変更日 平成二十八年十一月三十日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十九年四月十三日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十九年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>九 変更後の小売業者の住所 港区海岸三丁目九番三十二号 (株式会社オンワード樫山) ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 古塚 孝志 (株式会社ロック・フイールド) ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 岩田 弘三 (株式会社ロック・フイールド) ほか</p> <p>十二 変更日 平成二十八年十二月五日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十九年四月十三日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十九年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 実施日時 平成29年6月18日 (日曜日) 午前9時から午後1時まで イ 実施場所 三宅支庁2階会議室 三宅島三宅村伊豆642番地</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所 ア 受付日時 平成29年6月18日 (日曜日) 午前8時30分から午前9時まで イ 受付場所 三宅支庁2階会議室 三宅島三宅村伊豆642番地</p>
<p>一 店舗名 株式会社ルミネ新宿2店</p> <p>二 店舗所在地 新宿区西新宿三丁目三十八番二号</p> <p>三 設置者名 株式会社ルミネ</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ルミネアソシエーツほか七十一名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ルミネアソシエーツほか七十六名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社オンワード樫山ほか十名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 中央区日本橋三丁目十番五号 (株式会社オンワード樫山) ほか</p>	<p>平成29年度上半期 (島しょ地区) 危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。</p> <p>平成29年5月8日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>2 消防設備士講習</p> <p>(1) 講習区分 ア 消火設備 イ 警報設備 ウ 避難設備・消火器</p> <p>(2) 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 実施日時 平成29年6月17日 (土曜日) 午前9時から午後5時まで</p>

イ 実施場所

三宅支庁2階会議室
三宅島三宅村伊豆642番地

(4) 受講申請の受付日時及び受付場所

ア 受付日時
平成29年6月17日（土曜日）午前8時30分から午前9時まで
イ 受付場所
三宅支庁2階会議室
三宅島三宅村伊豆642番地

3 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

平成29年度（島しょ地区）防火管理講習及び防火管理講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。
平成29年5月8日

1 講習の区分

東京消防庁
消防総監 高 橋 淳

甲種防火管理新規講習及び防火管理新規講習を併せて実施する講習

2 受講対象者

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に基づく防火管理義務対象物の防火管理者として選任される予定のある者及び同法第36条に基づく防火管理対象物の防火管理者として選任される予定のある者

る者及び同法第36条に基づく防火管理対象物の防火管理者として選任される予定のある者

3 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時
平成29年6月24日（土曜日）及び同月25日（日曜日）の2日間
両日とも午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

大島支庁第2会議室

大島町元町字オンダシ222番地1

4 受講申請の受付場所及び受付期間

(1) 受付場所

ア 大島支庁総務課行政担当
大島町元町字オンダシ222番地1

イ 大島町役場総務課
大島町元町一丁目1番14号

ウ 大島町消防本部
大島町元町北の山270番地2

(2) 受付期間

この公告の日から平成29年6月16日（金曜日）午後5時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）

5 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

増刊6三十ページ上段中

二 上

青梅市・八王子市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

青梅市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

青梅市・八王子市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

を

二 中

青梅市・あきる野市・八王子市・西多摩郡奥多摩町・同郡日の出町（以上三市二町について次の図に示す部分に限る。）

青梅市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
青梅市・あきる野市・八王子市・西多摩郡奥多摩町・同郡日の出町（以上三市二町について次の図に示す部分に限る。）

に記す。

正 誤

○平成二十九年三月十七日付丑誌

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二二)一〇一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001